

平成 21 年（行ウ）第 153 号 政策調整義務付け請求事件

原告 竺原 光江

被告 国

準備書面（１）

2009 年 9 月 1 日

東京地方裁判所民事第 2 部 B 係御中

原告 竺原 光江

１．適法性について

本件訴えに係る法律は、内閣府設置法 49 条 1 項・64 条及び 58 条の 8 項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という）の 27 条の 2 だけでなく、内閣府設置法 58 条の全項及び独禁法の第 40 条、45 条の 1 項・2 項も係る。その独禁法を下に記し、特に重要な箇所には下線を引いている。

（調査のための強制権限）

第四十条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

（違反事実の報告、探知）

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

「処分又は裁決」については、行政事件訴訟法の第 37 条の 3 の 1 項の 2 に、次の通り記されている。

2 .当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。

「処分又は裁決」とは、「審査請求を却下又は棄却」された者を示すのだから、原告が対象となる。原告は、資源エネルギー庁に対し、「処分又は裁決」を下して欲しいわけではない。被告は、対象者を間違えている。原告が公正取引委員会に求めていることは、請求の趣旨でも明記している通り、「政策調整」を資源エネルギー庁に対して行って欲しいのである。そして、「何人」からの求めであっても、公正取引委員会は「必要な調査をしなければならない」とも定められているのだから、必ず調査しなければならない。答弁書の3頁には、「経済産業省へ働きかけは行っていない」と記されているのだから、不作為である。法律違反と取り締まる機関でありながら、「何故、公正取引委員会は自らの独禁法を無視して、何もしないのか」「原告の主張のどこが間違っているのか」を説明して欲しい。

2 . 請求の原因に対する認否について

答弁書の「請求の原因1について」の(6)で、原告と職員とのやり取りを否認しているのは不可解である。当初、原告は、公正取引委員会に資源エネルギー庁の取締りや調査を求めていた。しかしながら、12月8日の内田広報官の発言によって、言葉の違いとして「政策調整」が適正なのだと確認できたため、その後は「政策調整」という文言を使い始めたのである。原告はそれまで一度も書面でも「政策調整」という言葉を使っていないことから、その場で何らかの発言があったことは理解できるものである。5人も職員がその場に居ながら否認していたら、集団的に嘘をついて、裁判に臨んでいることになる。また、3月10日の丸山課長補佐とのやり取りにおいても、原告は、最終的な判断を聞くために電話したのである。結果、「何もしない」ことが確認できたために、原告は訴訟に踏み切れたのである。「政策調整」するようであれば、しばらく様子を見るのだから、すぐに訴訟はしない。原告の主張が違うのであれば、どのような話だったのか、逆に説明して欲しい。なお、7月9日の日付については、訪問日を記している。

3 . 被告の主張について

答弁書には、「原告が求める政策調整は、原告の個人的利益を保護するためのものではなく、公益上の見地に立って行われるものであるから、その政策調整を行わなかったとしても、個々の国民に対する関係において国賠法 1 条 1 項にいう違法な行為とはいえないことは明らかである」とあるが、国会賠償法とは、国への賠償で、「金銭的」な要求を主とする法律なのだから、30 万円の訴額が個人的利益の保護に該当する。さらに、原告は、具体的に再生可能エネルギーの普及に進めてきた当事者でもある。12 月 8 日に 5 人の職員と話した際にも、「私は業者である」「進行中のエネ庁に対する裁判の中でも、活動内容を書面に記している。名刺に書いてあるホームページに、その書面を掲載している」というような内容を述べている。原告の「政策調整」の要求は、仕事上からも、個人的利益の保護に結びついたものである。また、原告は、個人事業者同士の小さな問題に公正取引委員会を巻き込みたいわけではない。個人的な問題であると同時に、狭くもなく、より広い公益上の問題でもあるからこそ、依頼したのであり、それこそがまさに、公正取引委員会が真っ先に優先して行わなければならない仕事なはずである。「公益上の見地に立って行われる」と認識しながら、行動しないのであれば、余計に、やるべきことをやっていない不作為である。

4 . 結論

原告は、原告として適格である。それは、原告が行った「何人」でも受け入れられる違反事実の報告を公正取引委員会に「却下し又は棄却」されたからである。それに対して、原告は精神的な苦痛を受け、診断書ももらっている。かつ、自らも再生可能エネルギーの普及に努めた当事者でもあった。一方で、公正取引委員会にも、「政策調整」の要求が「公益上の見地に立って行われる」との認識があった。しかしながら、「経済産業省へ働きかけは行っていない」。これらの回答で、必要な証拠(被告の認識と現状)が全て出揃ったのだから、公正取引委員会の不作為は断定されたと言える。よって、政策調整は、義務付けられなければならない。